

令和2年度第4回  
東京都私立学校審議会（第798回）

令和2年9月23日（水）

都庁第一本庁舎42階 北側特別会議室A

午後 2 時59分開会

○近藤会長 それでは、ただいまから令和2年度第4回「東京都私立学校審議会」を開催いたします。

初めに、本日の出席委員について、事務局から報告を願います。

○私学行政課長 本日の出席委員は、委員20名のうち17名でございます。

開会定足数は11名でございますので、本審議会が有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。

○近藤会長 ただいま事務局から報告がありましたとおり、当審議会運営細則第6条により、本会は有効に成立しております。

審議に先立ち、当審議会委員の改選がございましたので、事務局より報告願います。

○私学行政課長 前回の審議会でご報告いたしましたとおり、9月1日付で2名の委員が改選となっております。

今回、学識経験者から2名の委員が選任されました。

それでは、新たに選任されました委員の方々をご紹介申し上げます。

澤委員の後任として就任されました。堀井恵里子委員、

大西委員の後任として就任されました。沢辺隆雄委員でございます。

それでは、新たに就任されました委員には、ここで一言ご挨拶をいただきたいと存じます。

堀井委員、お願いいたします。

○堀井委員 ただいまご紹介にあずかりました、毎日新聞の論説委員をしております堀井と申します。

私は、新聞社のほうでは政治部と厚生労働省のほうの方が長くて、私学は幼保一元化の時に取材させていただいたような形で、ちょっと勉強しながらになりますけれども、どうぞご指導のほどよろしくお願いいたします。

○私学行政課長 ありがとうございます。

続きまして、沢辺委員、お願いいたします。

○沢辺委員 産経新聞の沢辺と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私は社会部の出身で、旧文部省の鳩山邦夫さんが大臣の頃に担当しておりました。

コロナで今、大変な時だと思いますが、少しでも私学の教育向上に役立てるよう留意してまいりたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○私学行政課長 ありがとうございます。

それでは、新任の委員の先生のご紹介を終わらせていただきます。

○近藤会長 ありがとうございます。

就任されました堀井委員、沢辺委員、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、今回就任されました各委員の部会の所属についてお諮りをいたします。

今回、新たに就任されました堀井委員、沢辺委員の部会の所属でございますが、東京都私立学校審議会運営細則、部会に関する内規1に基づきまして、堀井委員は第2部会、沢辺委員は第3部会に所属していただくことでお願ひしたいと存じますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○近藤会長 ありがとうございます。

次に、会議の公開については当審議会運営細則第7条により、審議会は原則として公開としておりますが、本日の議題は認可に関する議案のみのために、審議は非公開となります。

それでは、本日の議案の審議に入らせていただきます。

まず、今回の新たな諮問について、事務局から説明願います。

○私学部長 着座にて失礼させていただきます。

本日諮問させていただく案件は、お手元に配布してあります11件でございます。

それでは、諮問文を朗読させていただきます。

私立学校法第8条第1項の規定により、下記事案について貴審議会の意見を求める。

令和2年9月23日付、東京都知事名。

記、1、国際製菓専門学校の目的変更認可について、立川市、ほか10件でございます。

以上でございます。

詳細につきましては担当職員からそれぞれ説明をさせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○近藤会長 本日の議案は、既に諮問されている案件1件と、ただいま説明のありました新たに諮問される案件11件でございます。

各案件につきまして、部会の審議状況を事務局から報告願います。

○私学行政課長 本日、議題となっております議案のうち、次回に継続いたしますものを除く議案第1号から議案第11号につきましては、各部会におきまして了承されておりますことをご

報告申し上げます。

○近藤会長 それでは、初めに既に諮問されている案件について審議いたします。

議案第1号は、東京みらいAIアンドIT専門学校の設置認可でございます。

本案件につきましては、部会調査をお願いしておりましたので、第1部会の千葉委員から調査結果につきまして説明願います。

○千葉委員 それでは、議案第1号につきましてご説明いたします。

本案件は、東京みらいAIアンドIT専門学校の設置認可についてでございます。

令和2年8月5日に加茂川主査、東京都私学部及び文京区の担当職員と私とで第1部会の部会調査を実施いたしました。

部会調査の際、学校法人三幸学園から学校設置の目的、趣旨などについてお聞きし、その意義を十分に認識していることを確認いたしました。

また、校舎、施設、設備などについては、専修学校教育を行うための基準を充足しておりました。

調査結果は以上のとおりでございますが、設置者に対する要望、注意事項として次の4点を伝えてまいりました。

1つ目は、学校教育法、専修学校設置基準等の関係法令を遵守し、適正な学校運営を行っていただきたいこと。また、認可内容に変更等が生じる場合には、事前に所轄庁と十分に協議を行っていただきたいこと。

2つ目は、魅力ある学校づくりにより生徒の確保を適切かつ着実に実施し、安定した学校の経営及び運営を行うこと。また、必要な教員数やカリキュラムの編成等、適切な教育環境を確保し、質の高い教育を実施するとともに、生徒の就職支援に万全を期していただきたいこと。

3つ目は、IT業界のニーズを捉えることと合わせ、AIを活用する企業との連携を取るなど、専門学校として求められる実践的な教育内容の充実を図り、生徒一人一人の付加価値を高め、社会で即戦力となるような人材育成に努めていただきたいこと。

4つ目は、校舎が密集地にあるため、近隣に迷惑をかけないように登下校時等における注意事項について生徒を十分指導し、近隣住民との良好な関係を保っていただきたいこと。また、生徒の学習環境及び生活環境に最大限配慮をしていただきたいこと。

申請内容につきましては、認可基準を満たしていることから認可を適当と認める旨の答申を行うことは問題なからうと思っております。

部会調査結果報告については以上ですが、詳細につきましては事務局から説明いたします。

○私学行政課長 それでは、議案第1号につきまして事務局よりご説明させていただきます。

本案件は、学校法人三幸学園から申請がありました東京みらいAIアンドIT専門学校の設置認可でございます。

本案件は、学校の新規設置ですが既存の建物の活用により基準を満たす校舎があることから、1段階審査を取るものでございます。

それでは、設置要項に基づきましてご説明いたします。

まず、学校の目的は要項1に記載のとおり、「本校はシステムエンジニア、プログラマー、ウェブデザイナー、クリエイターとしてIT関連業界に従事しようとするものに必要な知識、技能を教授し専門的職業人となるべき人材を養成するため、学校教育法に基づき専修学校教育を行うこととする」でございます。

学校の名称、課程分野の名称及び位置は、要項2から4に記載のとおりです。

開設の時期は、令和3年4月1日を予定しております。

経費の見積もり及び維持方法は、要項6に記載のとおりです。

設置者は学校法人三幸学園で、理事長は昼間一彦氏。校長は本多浩一氏を予定しております。

課程・学科別修業年限及び生徒定員は、要項9に記載のとおり、AIコミュニケーション科、昼間部を設置し、修業年限は2年です。

入学定員は120名で、総定員は240名となります。

主要教科名は、要項10に記載のとおりです。

教職員組織、校地、校舎、校具・教具及び図書につきましては、それぞれ要項11から14に記載のとおり設置基準を充足しております。

予算概要及び付近の状況は、それぞれ要項15及び16に記載のとおりです。

備考欄には、学校法人及び同法人設置校の認可年月日を記載してございます。

以上で、議案第1号の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。

よろしいですか。

それでは、議案第1号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、今回新たに諮問されている案件について審議することといたします。

初めに、専修各種学校関係の案件でございます。

議案第2号は、専修学校の目的変更認可でございます。

事務局より、説明を願います。

○議案担当者 それでは、議案第2号、国際製菓専門学校の目的変更認可についてご説明いたします。

国際製菓専門学校は、昭和63年3月31日に設置認可を受けた学校ですが、このたび学校の目的変更認可の申請をしてきたものです。

それでは、要項に基づきましてご説明いたします。

学校の目的は、要項1に記載のとおり、「本校は教育基本法、学校教育法並びに製菓衛生師法に基づいて、製菓衛生師に必要な科学的知識と製菓技術をはじめ、保健衛生食品等の専門分野の深い知識と管理能力を身につけた健全なる技能人を育成し、菓子業界の指導者となるべき人格を養成することを目的とする」から、「本校は教育基本法、学校教育法に基づいて、食に関する理論と技術とを教授し、保健衛生食品等の専門分野の深い知識と管理能力を身につけた健全なる技能人を育成し、食文化を担う指導者となるべき人格を養成することを目的とする」に変更します。

学校の名称は、要項2に記載のとおりです。

課程分野の名称は、要項3に記載のとおり製菓高等課程を製菓調理高等課程に変更します。

位置は、要項4に記載のとおりです。

目的変更の時期は、令和3年4月1日を予定しております。

変更の理由は、パティシエ調理師科の新設により、製菓調理高等課程を設置するためです。

設置者は学校法人啓倫学園で、理事長は田中啓介氏、校長は同じく田中啓介氏です。

経費の見積もり及び維持の方法は、要項9に記載のとおりです。

課程・学科別修業年限及び生徒定員は、要項10に記載のとおり、製菓高等課程を製菓調理高等課程に変更し、新たに修業年限3年、総定員120名のパティシエ調理師科を設置いたします。

校地、校舎、教職員組織につきましては、要項11から13に記載のとおりです。

備考欄には、学校法人及び同法人設置校の認可年月日を記載しておりますのでご参照ください。

以上で、議案第2号の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何か、ご質問はございませんでしょうか。

よろしいですか。

それでは、議案第2号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

続いて、議案第3号は各種学校の学則変更認可でございます。

事務局より、説明願います。

○議案担当者 それでは、議案第3号、共立日語学院の収容定員に係る学則変更認可についてご説明いたします。

共立日語学院は各種学校として、平成28年10月1日に設置認可を受けた学校ですが、このたび収容定員の増員に係る学則変更認可の申請をしてきたものです。

それでは、要項に基づきましてご説明いたします。

学校の名称及び位置は、要項1及び2に記載のとおりです。

変更の時期は、令和3年4月1日を予定しております。

変更の理由は、入学志願者数の増加に対応するため収容定員を変更するものでございます。

設置者は学校法人共立育英会で、理事長は石塚庸平氏、校長は内山康和氏です。

経費の見積もり及び維持の方法は、要項7に記載のとおりです。

学科別修業年限及び生徒定員は、要項8に記載のとおりで第1部の進学日本語課程2年コースの入学定員を60名から80名へ、進学日本語課程1年6か月コースの入学定員を40名から60名へ増員しております。また、第2部の進学日本語課程2年コースの入学定員を60名から80名へ、進学日本語課程1年6か月コースの入学定員を35名から60名に増員しております。

これにより、総定員は390名から560名となります。

校地、校舎、教職員組織につきましては、要項9から11に記載のとおり設置要件及び基準を充足しております。

備考欄には、各種学校の認可年月日を記載しておりますので参考にご覧ください。

以上で、議案第3号の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。

それでは、議案第3号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

続いて、議案第4号から議案第7号は、専修学校及び各種学校の廃止認可でございます。

事務局より一括して、説明願います。

○議案担当者 それでは、議案第4号、中野健康医療専門学校の廃止認可についてご説明いたします。

中野健康医療専門学校は、平成22年1月13日に専門学校の認可を受けた学校ですが、このたび廃止認可の申請をしてきたものです。

それでは、要項に基づきましてご説明いたします。

学校の名称及び位置は、要項1及び2に記載のとおりです。

廃止の時期は、認可のあった日といたします。

廃止理由は、長期に及ぶ大幅な定員割れにより学校の運営継続が困難となったため。また、はり師・きゅう師に係る学校養成施設の認定規則の改定に対し対応が困難であるためです。

設置者は学校法人嘉栄学園で、理事長は平野洋氏、校長は小松秀人氏です。

生徒の処置については、要項7に記載のとおり、令和元年度末をもって全員卒業しております。

教職員の処置については、要項8に記載のとおり、令和元年度末をもって全員退職しております。

指導要録等については、要項9に記載のとおり、設置者において保管します。

資産の処置については、要項10に記載のとおり、設置者において処置します。

備考欄には、校地、校舎の面積、生徒定員などを記載しておりますのでご参照ください。

以上で、議案第4号の説明を終わります。

○議案担当者 引き続きまして、議案5号、杏林大学医学部付属看護専門学校の廃止認可についてご説明いたします。

杏林大学医学部付属看護専門学校は、昭和52年9月5日に専修学校の認可を受けた学校ですが、このたび廃止認可の申請をしてきたものです。

それでは、要項に基づきましてご説明いたします。

学校の名称及び位置は、要項1及び2に記載のとおりです。

廃止の時期は、認可のあった日といたします。

廃止理由は、看護教育における大学移行化及び林立化に伴い、大学における看護教育に特化



することで教育の充実を図るためです。

設置者は学校法人杏林学園で、理事長は松田博青氏、校長は岡島康友氏です。

生徒の処置については、要項7に記載のとおり、令和元年度末をもって全員卒業しております。

教職員の処置については、要項8に記載のとおり、法人内で配置転換または退職します。

指導要録等については、要項9に記載のとおり、設置者において保管します。

資産の処置については、要項10に記載のとおり、設置者において処置いたします。

備考欄には、校地、校舎の面積、生徒定員などを記載しておりますのでご参照ください。

以上で、議案第5号の説明を終わります。

引き続きまして、議案第6号、成友珠算学院の廃止認可についてご説明いたします。

成友珠算学院は、昭和28年4月23日に各種学校の認可を受けた学校ですが、このたび廃止認可の申請をしてきたものです。

それでは、要項に基づきましてご説明いたします。

学校の名称及び位置は、要項1及び2に記載のとおりです。

廃止の時期は、認可のあった日といたします。

廃止理由は、設置者死亡により学校の運営継続が困難となったためです。

設置者は村山晴康氏で、校長も同じく村山晴康氏です。

生徒の処置については、要項7に記載のとおり、平成27年度末をもって全員卒業しております。

教職員の処置については、要項8に記載のとおり、校長以外は平成19年度末をもって全員退職しております。

指導要録等については、要項9に記載のとおり、江東区において保管いたします。

資産の処置については、要項10に記載のとおり、設置者相続人において処置します。

備考欄には、校地、校舎の面積、生徒定員などを記載しておりますのでご参照ください。

以上で議案第6号の説明を終わります。

○議案担当者 続きまして、議案第7号、メネスドレスメーカー女学院の廃止認可についてご説明いたします。

メネスドレスメーカー女学院は、昭和45年6月10日に各種学校の認可を受けた学校ですが、このたび廃止認可の申請をしてきたものです。

それでは、要項に基づきましてご説明いたします。

学校の名称及び位置は、要項 1 及び 2 に記載のとおりです。

廃止の時期は、認可のあった日といたします。

廃止理由は、設置者死亡により学校の運営継続が困難となったためです。

設置者は後藤芳子氏で、校長も後藤芳子氏です。

生徒及び教職員の処置については、要項 7 及び要項 8 に記載のとおり、長期にわたり在校生及び教職員はおりません。

指導要録等については、要項 9 に記載のとおり、不存在となっております。

資産の処置については、要項 10 に記載のとおり、設置者相続人において処置します。

備考欄には、校地、校舎の面積、生徒定員などを記載しておりますのでご参照ください。

以上で、議案第 7 号の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。

よろしいですか。

それでは、議案第 4 号から議案第 7 号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、幼稚園の案件でございます。議案第 8 号及び議案第 9 号は幼稚園の廃止認可でございます。

それでは、事務局より一括して説明願います。

○議案担当者 それでは、議案第 8 号、中新井幼稚園の廃止認可についてご説明申し上げます。

学校の名称及び位置は、それぞれ要項 1 及び 2 に記載のとおりでございます。

廃止の時期は、認可のあった日といたします。

廃止の理由でございますが、園舎の老朽化及び園児の減少に伴い、運営が困難となったため廃止するものでございます。

設置者は秋山光孝氏、園長も同じく秋山光孝氏でございます。

園児の処置でございますが、要項 7 に記載のとおり、令和元年度末をもって全員卒園、または転園しております。

教職員の処置でございますが、要項 8 に記載のとおり、令和元年度末をもって全員退職して

おります。

指導要録等でございますが、要項9に記載のとおり、練馬区に引継ぎます。

資産の処置でございますが、要項10に記載のとおり、所有者において処置します。

備考欄には、園地、園舎の面積、収容定員等を記載しておりますのでご参照ください。

以上で、議案第8号の説明を終わります。

続いて、議案第9号の説明に移らせていただきます。

○議案担当者 それでは、引き続きまして議案第9号、東京緑ヶ丘幼稚園の廃止認可についてご説明申し上げます。

学校の名称及び位置は、それぞれ要項1及び2に記載のとおりでございます。

廃止の時期は、認可のあった日といたします。

廃止の理由でございますが、都市計画道路建設に伴う用地買収により、運営が困難となったため、廃止するものでございます。

設置者は島田徳子氏、園長は鈴木昌子氏でございます。

園児の処置でございますが、要項7に記載のとおり、令和元年度末をもって全員卒園または転園しております。

教職員の処置でございますが、要項8に記載のとおり、令和元年度末をもって全員退職しております。

指導要録等でございますが、要項9に記載のとおり、調布市に引継ぎます。

資産の処置でございますが、要項10に記載のとおり、所有者において処置いたします。

備考欄には、園地、園舎の面積、収容定員などを記載しておりますのでご参照ください。

以上で、議案第9号の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。

それでは、議案第8号及び議案第9号につきましては、認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、小中高校関係の案件でございます。議案第10号は、高等学校の通信制課程に係る学則変更認可でございます。

それでは、事務局より説明願います。

○議案担当者 それでは、議案第10号についてご説明いたします。

これは、学校法人大原学園が設置しております大原学園高等学校の広域の通信制課程に係る学則変更認可でございます。

学校の名称、設置者名、位置、通信教育実施区域及び課程、修業年限、収容定員につきましては、それぞれ要項1から5に記載のとおりです。

変更の理由ですが、要項6をご覧ください。教育活動並びに学校経営の維持充実に資するため、授業料を変更するものです。

変更の時期は、要項7にあるように令和3年4月1日を予定しております。

次に、変更の内容ですが、要項8の別紙学則比較対象表をご覧ください。

令和3年度以降の入学生より、土曜・集中履修コースの1単位当たりの授業料を7,000円から1万円に変更します。

備考欄には、設置認可年月日、本法人が設置する学校の名称及び設置認可年月日を記載しておりますのでご参照ください。

以上で、議案第10号についての説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。

どうぞ。

○千葉委員 収容定員が720名ということで記載してございますが、実際の生徒数がどのぐらいなのか分かれば教えていただきたいのですが。

○議案担当者 (生徒数を説明)

○千葉委員 分かりました。ありがとうございます。

○近藤会長 よろしいですか。

○千葉委員 はい。

○近藤会長 ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、議案第10号につきましては、認可を適当と認める旨、答申いたします。

続いて、議案第11号は、中学校の廃止認可でございます。

それでは、事務局より説明願います。

○議案担当者 それでは、議案第11号についてご説明いたします。

これは、学校法人杉並学院が設置しております杉並学院中学校における学校廃止認可でございます。

学校の名称及び位置につきましては、要項1及び2に記載のとおりです。

廃止の時期は、認可のあった日といたします。

廃止の理由は、将来にわたり学校再開の予定がないため廃止するものです。

設置者は、学校法人杉並学院で、理事長は島村宜伸氏。校長が工藤敏夫氏です。

生徒の処置につきましては、要項6のとおり、平成27年度から募集を停止しており、平成29年3月をもって全員卒業しております。

教職員の処置につきましては、同法人内の高等学校に配置替えをしております。

指導要録等につきましては、要項8に記載のとおり、同法人内で保管いたします。

資産の処置につきましては、要項9に記載のとおり、資産は全て高等学校に移管します。

備考欄には、校地、校舎面積、総定員などを記載しておりますのでご参照ください。

以上で、議案第11号についての説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問ございませんでしょうか。

よろしいですか。

それでは、議案第11号につきましては、認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、今回諮問のみで継続審議とする案件でございます。

議案第12号は、幼稚園の設置認可に係る計画承認でございます。

議案第12号は第2部会の所管でございますので、第2部会の委員の皆様には部会調査をお願いいたします。

以上で、本日の案件についての審議を終了いたします。

最後に審議会日程についてでございます。

次回10月の開催日は、19日月曜日を予定しております。

会場は開催案内にて、改めて事務局から通知させていただきます。

それではこれをもちまして、本日の東京都私立学校審議会を終了させていただきます。

ご審議ありがとうございました。

午後2時30分閉会